適用：2023 年 4 月 1 日
改定：2024 年 3 月 21 日
改定：2024 年 6 月 20 日

［要領 4］　車輌入構・駐車場使用許可願作成要領

・この「要領」や「各種様式」は随時更新を行います。
常に最新のものを確認するようにしてください。

・様式に入力する際は、Microsoft の正式なソフトを用いてください。スマートフォンのアプリ等でファイルを作成するとレイアウトが崩れる等の不具合が生じる場合があります。レイアウトが崩れた書類は受け付けることができません。

１．車輌入構・駐車場使用について

申請は「車輌入構」と「駐車場使用」の 2 種類に分かれます。「車輌入構」とは、バスの乗降等のための一時的な停車（原則 30 分以内）を指します。その他の場合は納品の場合も含めて「駐車場使用」の申請をしてください。基本的な運用ルールは以下の通りです。

なお、白川台キャンパスについては運用が異なりますので、KSC 大学事務室（岡本キャンパス 3 号館 1 階）に確認してください。

＜車輌入構・駐車場使用の基本的な運用ルール＞

・申請書の提出は原則 5 日前（学生生活支援センターの閉室日は含めない）までに行ってください。提出期日超過後に提出された場合、希望日までに承認されないことがあります。
※六甲アイランドにバスを駐車したい場合は原則 10 日前（学生生活支援センターの閉室日は含めない）までに申請してください。
・同一クラブが使用できる駐車場の台数は 5 台までとします。（指導者証保有者含む）
・大学内で調整を行う過程で入構時間や駐車場所の変更をお願いする場合があります。
・構内では本学警備員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、警備員の判断により使用を中止する場合があります。

使用シーンの例は下表の通りです。

No	使用シーンの例	車輌入構	駐車場使用
1	本学の指導者が駐車場を使用する。	×	○※1
2	荷物の積み込み・積み下ろしを行う。	○	○
3	試合や合宿のための送迎バスに乗降する。	○	×
4	試合や合同練習の相手校の指導者が駐車場を使用する。	×	○
5	取引業者が納品や商談のために駐車場を使用する。	×	○
6	保護者等による送迎。※2	×	×
7	高校生が練習の見学や合同練習に来る。※3	×	×

8	指導者が「安全講習会」や「課外活動表彰式」「クラブの周年イベント」等に参加する。※4	×	×

※1：「指導者証」を所持している指導者は、事前申請をしなくても「指導者証」を提示することで駐車場を使用することが可能です。ただし、指導者登録されている指導者であっても、「指導者証」を携帯していない場合は駐車をお断りします。

※2：ケガ等を理由に送迎が必要な場合は、事前に学生生活支援センターにご相談ください。

※3：公共交通機関を利用して来校するように伝えてください。特段の事情により駐車場の使用を希望する場合は、事前に学生生活支援センターにご相談ください。

※4：指導者が駐車場を使用できるのは、クラブの指導（練習やミーティング等への出席）のための来校時に限ります。式典やイベント等への出席を目的とした駐車場の使用は禁止しています。

六甲アイランドにバスを駐車する際の留意事項

試合の相手校等がバスで来校する場合は、以下の条件においてバスの駐車を許可します。**六甲アイランドにバスを駐車したい場合は原則 10 日前**（学生生活支援センターの閉室日は含めない）までに申請してください。なお、岡本キャンパスにバスを駐車することは原則禁止です。

＜バスの駐車条件＞

・スクールバスが「土・祝・長期休暇ダイヤ」「日曜ダイヤ」「試験ダイヤ」で運行している日に限ります。
※諸事情により複数台のバスを運行する場合は上記ダイヤの運行日であっても駐車をお断りします。

・バスの大きさに関わらず、駐車可能な台数は 1 台です。

・行事や工事等により、警備員がバスの誘導等の対応を十分に行えない場合は駐車をお断りします。

・駐車場の予約状況により十分にスペースを確保できないと警備員が判断する場合は駐車をお断りします。

・その他、大学・警備員が構内の安全を十分に確保できないと判断する場合は駐車をお断りします。

２．車輌入構・駐車場利用について

利用できる場所は以下の通りです。特別な理由により、その他の場所を希望する場合は事前に学生生活支援センターに相談してください。なお、いずれの場合においても希望に添えない場合があます。

No	キャンパス	車輌入構	駐車場使用
1	六甲アイランド総合体育施設	バス停留所（南施設側）	駐車場（南施設側）

2	岡本キャンパス	図書館北側、バス停留所 ※1	第2駐車場（本校地北）、 第3駐車場（18号館北） 第5駐車場（iCommons地下）　※2

※1：授業や行事、工事等の状況により停車場所を決定します。

※2：第5駐車場は業者等によるiCommonsへの搬入がある場合や車椅子の方が来校される場合などに限ります。学生のみで利用することはできません。

３．申請方法

＜申請方法＞

申請書を学生生活支援センターの窓口に提出してください。

※メールや電話で申請を行うことはできません。

＜申請期日＞

・車輌入構や駐車場の使用を希望する日の原則5日前まで（学生生活支援センターの閉室日は含めない）

・六甲アイランドにバスを駐車したい場合は原則10日前まで（学生生活支援センターの閉室日は含めない）

※提出期日超過後に提出された場合、希望日までに承認されないことがあります。

＜申請書類＞

「[様式4-1]車輌入構・駐車場使用申請書」

以上